

新型コロナウイルス感染症対策における定期調査・  
検査の報告期限に係るお知らせについて(苫小牧市)

○ 特定建築物・特定建築設備（昇降機・遊戯施設を除く。）に係る報告について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、期限（令和2年9月30日）までに報告ができない場合は、令和2年12月28日まで、報告期限を猶予します。

○ 所定の期限までに報告ができない場合には、苫小牧市都市建設部建築指導課指導係まで御連絡ください。

○ 定期報告書の受け渡しや、変更届出の提出等は郵送でも対応可能です。窓口への来庁が困難な場合などは返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお送りください。

〈お問い合わせ先〉  
苫小牧市役所 建築指導課 指導係  
TEL 0144-32-6527  
FAX 0144-32-2882